

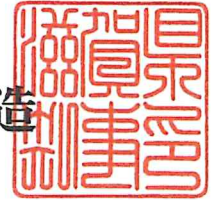


滋監第 1153 号
令和 3 年 12 月 7 日

(株) ココモ

一丸 文孝 様

滋賀県知事 三日月 大造



特定 建設業の許可について (通知)

令和 3 年 1 1 月 8 日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可しましたので、通知します。

なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、建設業法第 3 条第 6 項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許 可 番 号	滋 賀 県 知 事	許 可 (特 一 3) 第 51427 号
許 可 の 有 効 期 間	令 和 3 年 12 月 7 日 から 令 和 8 年 12 月 6 日 まで	
建 設 業 の 種 類		

土木工事業
石工事業
舗装工事業
塗装工事業
水道施設工事業

とび・土工工事業
鋼構造物工事業
しゅんせつ工事業
造園工事業
解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 8 年 11 月 6 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)